

庁舎整備に関する Q&A

Q1. なぜ庁舎の建替が必要なのですか？

A1. 東庁舎（旧甲西町役場）は昭和53年、西庁舎（旧石部町役場）は昭和52年に旧耐震基準で建築されており、現行の新耐震基準（昭和56年6月に建築基準法が改定されたことにより、それ以前の建築物は旧耐震基準、以後の建築物は新耐震基準が適用されています）を満たしていません。平成17年の東庁舎の耐震診断の結果、Is値（Q2参照）が0.52となっており、震度6強～7程度の地震に対して崩壊する危険性があると診断されています。

近年では平成23年の東日本大震災や、平成28年の熊本地震など大きな地震が発生しており、多くの庁舎が被災し、使用できなくなる事態となりました。

湖南省では、合併後、優先して取り組んできた各地域の指定避難所となる小中学校の耐震化事業を完了したことから、今後は、30年以内の発生が懸念されている南海トラフ大地震に備えて、大規模な災害が起こっても災害対策本部として機能し続けることができ、市民の皆さんの安全安心を支える災害復旧の拠点となる庁舎の整備が喫緊の課題と考えています。

現在の東西庁舎は築40年が経過し、施設・設備の老朽化が進み、バリアフリー化などユニバーサルデザインへの対応が十分ではありません。また、西庁舎には、人権擁護課や教育委員会、保健センターには健康政策課、高齢福祉課などの行政機能が分散して配置されているため、行政手続きにおいて市民の皆様にご不便をかけていたり、行政効率の低下も招いています。建替により、これらの課題に対応することができます。

Q2. Is値とは？

A2. Is値とは、「構造耐震指標」といい、建物の耐震診断において、地震に対するその建物の強度や靱性（変形能力や粘り強さ）、建物の経年状況等を考慮した指標の事で、耐震診断結果の判断基準となる数値です。一般に、この値が大きいほど耐震性能が高いとされています。

『建築物の耐震改修の促進に関する法律』に基づく、国土交通省の告示『建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針』では、震度6強～震度7程度

の地震に対する、Is 値と建物倒壊の危険度の関係を以下のように定めています。

| Is 値 | 建物倒壊の危険度 | 東庁舎状況 |
|------------------------|-------------------------------|--------------------|
| Is 値が 0.3 未満 | 地震の振動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性が高い | |
| Is 値が 0.3 以上 0.6 未満 | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性がある。 | 東庁舎 Is 値 : 0.52 |
| Is 値が 0.6 以上 | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性が低い | |

国土交通省『官庁施設の総合耐震・対津波計画基準』では、防災拠点として、震災後にも補修することなく継続して利用することを求められる庁舎については、Is 値 0.9 以上が必要とされています。

東庁舎については、耐震診断の結果、Is 値が一番低いところで 0.52 となっており、大規模な地震が発生した場合に倒壊の危険性があります。来庁された市民の皆さんの人命を守るためにも建替は必要と考えています。

Q3. なぜ耐震補強工事にしないのですか？

A3. 耐震補強工事は、建物の耐震性の向上を図ることはできますが、施設・設備の老朽化やバリアフリー化など、その他の課題を解決することが難しく、また、建物の寿命を延ばすわけではないので、近い将来には庁舎の建替を行う必要があり、二重に経費がかかる懸念があります。平成 28 年の熊本地震では、耐震改修工事を実施済みの庁舎が、震度 7 の地震を 2 度被災し、使用できなくなってしまったケースもありました。

また、西庁舎には人権擁護課や教育委員会、保健センターには健康政策課、高齢福祉課などの行政機能が分散して配置されているため、それぞれの窓口に出向いていたり、行政効率の低下も招いています。耐震補強工事だけでは行政機能の分散化の解消はできません。

こうしたことから、現庁舎が抱える課題の解決や、庁舎としての機能の確保、分散している行政機能の集約化、建築費用も含めたライフサイクルコストなど長期的な費用対効果などの観点から、建替による庁舎整備を行うこととしました。

Q4. 計画は市民の意見を聴いたものですか？

A4. 平成 27 年度に庁舎整備に関する基本構想を策定し、平成 28・29 年度に庁舎整備に関する基本計画の策定にあたっては、有識者や、市民団体の代表者からなる「湖南市庁舎整備計画検討委員会」でご議論いただきながら進めてきました。

平成 29 年 7 月には市内 4 か所でタウンミーティングを実施し、延べ 207 人の市民の方にご参加いただき意見交換を行いました。

基本計画素案の段階では、平成 29 年 9 月から 10 月にかけてパブリックコメントを行い、市民の皆さんから計画に対するご意見を伺ったうえで「湖南市庁舎建設及び周辺整備基本計画（以下、『基本計画』）」を策定しました。また、湖南市議会においても、「庁舎整備特別委員会」でご議論いただきながら、庁舎整備の検討を進めてきました。

基本設計段階では、平成 30 年 7 月から 8 月にかけて、21 名の市民の方に参加いただきワークショップを 3 回開催して、基本設計（案）に市民の方のご意見を取り入れました。また、平成 30 年 10 月から 11 月には基本設計(案)のパブリックコメントを実施し、広く皆様のご意見を伺い、さらに、パブリックコメントの期間中には、基本設計（案）の説明会を各まちづくり協議会単位で 7 回開催し、市民の皆様に周知を図ってまいりました。

実施設計の策定においては、市議会や関係団体の意見を取り入れながら、基本設計の修正を行い策定を進めてまいりました。

今後も、多様な機会をとらえて、市民の皆様のご意見をお聞きしながら、取り組んでいきたいと考えています。

Q5. 庁舎整備の概要は？

A5. 実施設計においては、これまでの柱である「市民の安全・安心な暮らしを支える拠点となる庁舎」、「市民に開かれた誰もが使いやすい庁舎」、「社会情勢の変化に対応できる長寿命で柔軟性の高い庁舎」、「環境に配慮した庁舎」となるよう策定に努めました。

庁舎は、基本計画のとおり行政機能を集約化し、南北面から十分な採光を行える東西軸の配置、環境負荷低減・省エネルギーについて、様々な手法の中からバランスの良い手法を採用させていただき、庁舎延べ床面積、11,113.89 m²、建物高さ 22.15m、4 階建ての鉄骨造免震構造としました。

庁舎 1 階には、大ホールと中ホールの配置と市民の皆様が広く活用いただけるよう市民交流スペースを配置し、災害時には防災拠点広場と一体で活動ができるよう解放

された配置としました。また周辺施設との連携を重視し、中枢拠点としての機能向上を図り、災害時においても庁舎機能が停止することなく活動できるよう 72 時間(3 日間)の電力確保ができる機能としました。

また、各階に誰もが利用しやすい多機能トイレ、子供連れでも安心して利用できるよう授乳室・キッズコーナーの設置、車いす使用者駐車場からは、雨に濡れないような動線にするなどユニバーサルデザインを取り入れました。

引き続き、中央まちづくりセンターの跡地への、湖南中央消防署の建替、および社会福祉センターの機能移転後には、建物の除却を予定しています。

Q6. 行政機能を集約するのではなく、西庁舎などに分散した方がよいのではないですか？

A6. 行政機能が分散していると、行政サービスの内容によって異なる庁舎への移動が生じたり、どこへ行けばよいのか分かりづらくなります。行政機能を集約し、同じ場所に行政サービスがまとまっていることにより、行政サービスのワンストップ化を図ることができ、庁舎を利用される方にとっての利便性が高まると考えています。

なお、平成 28 年 3 月に策定した『湖南省公共施設等総合管理計画』でも、今後、大規模修繕や建替などが必要となる市内の老朽化した施設については、「将来を見通したより効率的な行政運営を行うためには、施設の総量縮減を前提とした統廃合や施設配置の適正化など抜本の見直しを行う」こととしています。

Q7. 新しい庁舎はどこに建てるのですか？

A7. 基本計画では、現在の東庁舎の敷地である湖南省中央一丁目 1 番地 (21,134 m²) 内の、旧給食センター跡地及び現公用車車庫付近での建替を想定していましたが、基本設計の検討において、南北軸となる建物配置より、東西軸となる配置の方が西日による熱負荷を低減させることができることなどから、東庁舎南側駐車場および公用車車庫・倉庫敷地に建築する計画に変更しました。

Q8. 新しい庁舎の完成予定はいつですか？

A8. 庁舎建設の時期については、近年の資材価格や労務費などの高騰により建築費が上昇傾向にあったことから発注の時期を見定めているところでしたが、新型コロナウイルス感染症の発生を受け、市民の皆様の健康と生活を守るために新型コロナウイルス感染症対策を最優先とし、庁舎建設は一旦立ち止まり、財政の好転を見極めるため、発注時期を先に延ばすこと

といたしました。発注時期が定まりましたら、市民の皆様にお知らせさせていただきます。

Q9. 人口の減少が見込まれていますが、職員数の減少も考慮した計画となっていますか？

A9. 多様化する行政ニーズへの対応や、国や県からの権限移譲などにより、市が行う業務量は増加・複雑化する傾向にあります。将来、人口が減少した場合に比例して、職員数が減少するかどうかは予測が困難です。仮に、職員数が減少し、庁舎内に空きスペースが生じた場合は、市民活動等、他の行政サービスのスペースとして利活用できると考えています。

Q10. 建替にかかる事業費はどれくらいですか？

A10. 基本計画では、建設工事費に 56 億 2 千万円、建替後の既存施設の除却費に 3 億 2 千万円、サンライフ甲西の改修費に 3 千万円、周辺整備費に 3 億円、調査・設計費に 2 億円で、合計 64 億 7 千万円（消防署の改築含む）を想定していました。しかし、基本設計段階では、甲西図書館を複合化から外し、また、できるだけ必要最小限の面積となるよう計画することにより、延べ床面積が約 14,700 m²から約 11,200 m²に縮小していますが、近年の資材費・労務費の高騰等により、約 65 億円の事業費が必要になると想定しています。さらに、移転費用や什器・備品購入費などの諸費用を含めると約 76.4 億の事業費を見込んでいます。なお、この事業費には消防署の改築は含んでいません。

現時点での事業費は、基本設計時とほぼ同額となりますが、工事発注時期に再度精査することとなります。事業費が大きくならないよう資材動向等をしっかり見定めて発注したいと考えています。

Q11. 建替事業費の財源はどのようなのですか？

A11. 庁舎整備に関する財源計画は以下のとおりです。

| 財源・対象機能及び面積 | | 金額 | 備考 |
|-------------|-------------------|----------------------------|--------------------|
| 事業債 起 | 市町村役場機能緊急 保全事業 | 庁舎機能 8,550 m ² | 約 40.3 億円 |
| | 集約化・複合化事業 | 複合機能 3,350 m ² | 約 12 億円 |
| | 除却事業 | 施設除却 11,492 m ² | 約 3 億円 |
| | | | 公共施設等適正管理 推進事業債 |

| | | | | |
|------|----------|-----------|-----------|----------|
| 債 | ユニバーサル事業 | サンライフ甲西改修 | 約 0.7 億円 | |
| | 合併特例債 | | 約 1.6 億円 | |
| | 一般起債 | 周辺整備他 | 約 2.4 億円 | 一般単独事業債 |
| 一般財源 | | | 約 16.4 億円 | 庁舎整備基金 他 |
| 合 計 | | | 約 76.4 億円 | |

財源としては、行政機能部分には「市町村役場機能緊急保全事業」を、また、中央まちづくりセンターや保健センターなどの複合機能部分には「集約化・複合化事業」の事業債（起債）の活用を検討しています。これらの事業債については市の借入金となりますが、借入金の返済（起債償還）の一部は、地方交付税という形で、国からの財政支援を受けることができます。

Q12. 建替の事業費のため、市民サービスが低下したり、税金が上がったりするのでしょうか？

A12. 事業債については、借入金を後年に分割して返済していくことになります。これは、現在、税負担をしていただいている世代だけでなく、将来世代にもご負担いただきながら建設するという考え方によるものです。

将来の負担がなるべく少なくなるよう、地方交付税という形で国にも負担してもらえる事業債を活用するとともに、絶えず事業費の抑制に向けた検討を重ね、できる限り全体コストの削減を図りながら、必要な整備に努めたいと考えています。

なお、庁舎整備のために行政サービスを低下させたり、税金を上げるということはありません。

Q13. 西庁舎はどうなるのですか？

A13. 西庁舎とその周辺の施設については、平成 30 年度から外部の委員で構成される公共施設等マネジメント推進委員会を立ち上げ、まずは、その方向性について、慎重に検討を始めています。市民の皆さんにとって最も良いあり方を議論しながら決めていきたいと思えます。